

4. 入院手続

- 入院される方は、1階受付の入院⑤番窓口で手続きをして下さい。
- 窓口では当院所定の入院申込書、身元引受書（連帯保証人は、独立して生計を営む成年者）を記入して下さい。
- 入院手続には、保険証、診察券、印鑑が必要です。その他、次のいずれかをお持ちの方は、一緒にご提示下さい。
 - ☆健康保険証
 - ☆限度額認定証
 - ☆生活保護の方は、「入院医療要否意見書」
 - ☆業務上の疾病の場合は、事業主の証明書（労働災害・公務災害）
 - ☆各種医療受給者証（特定疾患・小児慢性・更生医療・育成医療等）
 - ☆原爆被爆者手帳
 - ☆食事療養費等減額認定証
 - ☆介護保険被保険者証
 - ☆3ヶ月以内に他の医療機関に入院していた方は、その入院期間の確認書（注）上記書類のご提示がない場合は、実費にて精算させていただきます。
- 救急入院等の理由で保険証等を提示できなかった患者さんは、入院日より3日以内に入院⑤番窓口へ提出して下さい。

5. 限度額認定証の提示について（入院費用の自己負担が軽減されます）

- 70歳未満の方の入院費用は、患者さんが加入している保険者から「限度額認定証」の交付を受けて病院の窓口へ提出すれば、保険適用診療分の自己負担額が高額医療費を除いた支払額となり、患者さんの自己負担が軽減されます。
- 入院が決まったら、保険者から交付を受け、入院時に1階受付の入院⑤番窓口にご提示下さい。
- 詳細につきましては、保険者又は入院⑤番窓口にお尋ね下さい。

